

れんごう中越地協

第1119号2022.8.21
連合中越地域協議会
長岡市愛宕3-7-24
TEL 0258-86-0111
FAX 0258-86-0884
発行人 矢島 良彦
定 価 1部10円



連合新潟会長などと意見交換

組織拡大や中越地協活動を共有

連合新潟と中越地協との意見交換会が、7月16日(土)午後3時から長岡グランドホテルで行われた。各地域協議会と連合新潟の意見交換会は、今年度から行われているもので、連合新潟からは牧野会長をはじめ山崎副

会長と福井副会長のほか4人。中越地協からは矢島議長をはじめ各支部役員等16人が参加した。開会にあたる挨拶では、牧野会長から参議院選挙をはじめとした政治関係が述べられ、矢島議長からは政治関



係では連合として大きな塊を求めたこと等が述べられた。テーマは、「組織拡大について」と「中越地協の活動について」の2項目。1項目の「組織拡大について」は、筒井連合新潟副事務局長と渡辺オルガナイザーが説明。連合組織拡大2030を受け、中越地協における対応として、6月に開催した中越地協「支部代表者会議」における主な確認事項を共有。中越地協からも7月以降の対応として「平時で使える流し街宣音源作成」等を連合新潟に求めた。



この作業は毎月行われているもので、9日はフードバンクながおかボランティアアスタツフのほか中越地協、中越退職者連合や労働金庫等から20人弱が集った。最初に山崎代表の説明を受け早速作業。お米5キロのほかにお菓

れ、特に「連合の信頼度アップ」認知度アップや「NPO・市民活動団体との連携」、「労働協業との連携」などが強調された。各支部からも支部体制・役員選出状況や活動が報告共有された。最後には、山崎副会長、福井副会長が感想を含めたまとめが述べられ終了。その後の懇親会でも有意義な意見交換が行われた。

フードバンク事業
月例仕分け作業参加
フー

中越地協では、6月から月例仕分け作業日のお米の精米日にあわせてボランティア活動を始めた。今月5日には精米持込み作業に参加した。今後ともフードバンクながおかと連携して、月2回のボランティアを継続

数年前に、新潟県外の知り合いから長岡花火を初めて観て感動したという電話をもらいました。話の中で、「8月1週目の週末に開催すると、もつと沢山の人が観ることができね。」という話題になりました。その時に、長岡花火が8月2日、3日に実施している経緯として、長岡空襲や恒久平和、災害復興への願いを伝えました。それから、その知り合いは長岡花火のファンになり、できる限り足を運び、観に来ているそうです。▼今年も8月1日に平和の森公園にて、平和祈願祭が行われました。当日は、晴天に恵まれ、約240人の参加者がありました。この集会は、長岡空襲で亡くなった学童約300人を含む市民148人の慰霊と恒久平和を願う会です。今年も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点か

つめ、メッセージを入れて一世帯分。約45分の作業で16世帯分の仕分け作業が完了した。その後は支援団体へ配達して終了。



連合新潟
第9回執行委員会開く
連合新潟第9回執行委員会が、7月29日に開かれた。

委員会冒頭の牧野会長あいさつ後には、先定した候補予定者挨拶が行われ、松野憲一郎長岡市議が議会報告を加えて挨拶を述べた。

サラリーマン川柳 (膝枕 退けと威嚇す 妻の猫) (声デカイ 態度もデカイ 肝小サイ) (痩せるはず 食べるラー油で 飯三杯) (LINEでは 家族の会話が 成立し)

サラリーマン川柳 (恐るべし 妻の仕分けは 廃止のみ) (幸福度 我が家も高い 降伏度)

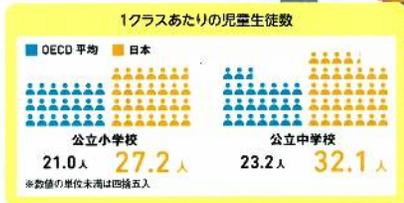
(子の宿題 難しくなり「自己責任」) (どっちがいい? 決めておくせに いつも聞く)

子どもたちの笑顔のため! ゆきとどいた教育環境実現のため!

30人以下学級実現・教育予算増等を求める請願署名にご協力ください



1クラスを 30人以下に!



学校で働く 人を増やそう!



教育にかける お金を増やそう!

※同等の数字としないのは、国や地域によって教育費の負担割合や教育費の使途が異なるためです。

お問い合わせ 教育をよくする新潟県民会議
【事務局】〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町7-4 TEL 025-281-8141



労務管理を詳しく知りたい方向けのセミナー

オンライン(ZOOM)/現地(47都道府県)/個別相談あり/アーカイブ配信あり

就業環境整備 改善支援 セミナー



受講 無料

起業家は夢を追うので意識が一致していますが、いつかは現実が見えてきます。夢と目標は大切ですが、法令遵守は必須事項です。御社の未来のため、この機会に、就業環境を見直してみませんか?

開催期間	令和4年8月~令和5年1月 詳しくはWEBをご確認ください。	対象者	事業主や労務担当者など。 どなたでも参加いただけます。
内容	<p>労務管理の基本的な知識について分かりやすく解説します。「やさしく分かりやすく」を基本に制作されたセミナーテキストだけではなく、労務管理に関する資料集・判例集も併せて提供いたします。</p> <p>【現地セミナー(全県共通)】120分 ①~⑥全てのテーマを説明いたします。 <14:00~16:00> (100分講義、20分質疑応答 休館日あり) ※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、中止となる可能性があります。</p> <p>【オンラインセミナー】120分 6つのテーマ毎に開催します。(①②③④⑤⑥)と2つのテーマがセットとなっています。受講の順番に決まりはありません。どちらか1つのご参加や複数参加も可能です。(1テーマ60分 休館日あり) <9:30~11:30/13:30~15:30/16:00~18:00></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 労働条件の明示、就業規則の作成・変更について ● 労働時間・休憩・休日について ● 採用・昇進・労働環境・社会保険の加入について ● 働きやすい職場環境・労働者が納得できる待遇について ● 資金・創出資金について ● 年次有給休暇制度・退職や解雇について 		
個別相談会	オンライン・現地共通。1社15分程度。セミナー終了後、個別に対応します。※予約制		
申込方法	FAXもしくはWEB(裏面に申込用紙)スマートフォンからもお申込みいただけます。		

厚生労働省 令和4年度 厚生労働省委託事業 就業環境整備・改善支援事業
〒604-8341 京都市中京区東正寺町 328 西川ビル 4F
TEL: 075-741-7862 (平日 9:00~18:00)



ゆつたり休暇で、夏を満喫。 心身ともに充実を。

Refresh/ もっと自分らしい 働き方 休み方

新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

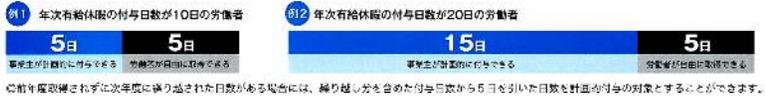


厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
年次有給休暇取得促進特設サイト

働き方の新しいスタイル
テレワークの推進 | 就業環境の改善 | 働き方の多様化 | 働き方の見直し | 働き方の見直し | 働き方の見直し

新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。



2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一括付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、機材を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を確保することが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を決定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

- 〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、協定に別添の次のとおり協定する。
- 当該の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を繰越る部分については、6日を標準として計画的に付与するものとする。なお、その有する年休の日数が5日を超えない日数は6日に満たないものについては、その不足する日数の範囲で特別付与給付とされる。
- 年休の計画的付与の開始及びその日数は、次のとおりとする。
前年度4月~9月の間で3日間 後年度10月~翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各課の課長が毎年2週間前までに会社が作成し、従業員に通知する。
- 各従業員は、年休付与計画表を、所定の形式により、各課の計画的付与が始まる1か月前までに、所定課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の事項に基づき、各従業員の年休日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない理由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は報告と協議の上、前項に基づき定められた指定日を必要とするものとする。
〇〇〇〇年〇月〇日 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

- (労使協定で定める事項)
- ① 時間単位年休の対象労働者の範囲
対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の業を除外外とする場合は、「事業の運営を妨げる場合」に限られます。
 - ② 時間単位年休の日数
1年5日以内の範囲で定めてください。
 - ③ 時間単位年休1日分の時間数
1日分の年次有給休暇が年時間分の時間単位年休に相当する数を定めてください。1時間未満の単位がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。
 - ④ 1時間以上の時間を単位として与える場合の時間数
2時間単位など1日分の所定労働時間を上回らない整数の時間単位を定めてください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。